

## 平成29年白老町議会議案説明会会議録

平成29年 9月 8日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時21分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会9月会議議案説明
- 

### ○出席議員(14名)

1番	山田和子君	2番	小西秀延君
3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

### ○欠席議員(なし)

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君
企画課長	高尾利弘君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
生活環境課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
町民課長	畑田正明君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
建設課長	小関雄司君

上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
町 立 病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	増 田 宏 仁 君

---

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 9 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

---

○議長（山本浩平君） 定例会 9 月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算 3 件、条例の一部改正 2 件、規約変更 3 件、財産処分 1 件、路線認定 1 件、人事 1 件、認定 3 件、報告 5 件、合わせて 19 件であります。順次、議案の説明をいただきたいと思っております。

日程第 1、議案第 1 号 平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第 1 号 平成 29 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ 8,876 万 8,000 円を追加し、総額 101 億 195 万 7,000 円とする補正でございます。

次のページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」は記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきたいと思っております。

10 ページ、11 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、臨時職員経費 267 万 7,000 円の追加補正でございます。今年度における職員の中途退職や病気休暇により欠員が生じ業務に支障をきたすことから、これを補充するため不足分として 10 月からの臨時職員 3 名分の共済費及び賃金を増額補正するものでございます。財源は一般財源であります。

次に、番号制度導入事業、168 万 3,000 円の追加補正でございます。このたびの補正予算はマイナンバー制度における他市町村との情報連携に使用するシステムの改修であります。内容といたしましては情報連携に使用するシステムに白老町から送信する税情報などの特定個人情報ファイルの様式が平成 30 年 7 月から変更となるため、これに対応するための改修となります。財源は国庫支出金の番号制度補助金が 112 万 1,000 円、一般財源は 56 万 2,000 円となります。

次に、7 目財産管理費、財産管理事務経費 477 万 2,000 円の追加計上でございます。本年 2 月 14 日付で町が買い戻しを行った株式会社白老振興公社所有のポロト温泉の土地及び建物等の売買に関し、さきの議会において何らかの税金が発生する可能性がある旨説明しておりましたが、このたび苫小牧税部署から消費税を課税するとの判断が示され振興公社に通知があったところであり、消費税額は売買金額 2 億 4,935 万 2,415 円に対し当該、土地及び当時課税された消費税並びに収入印紙購入費等の非課税分を除き、課税分が 5,963 万 6,827 円となり、この金額に 8% を乗じた 477 万 946 円が消費税となります。算出された消費税は白老振興公社が税務署に支払うものでありますが、損失補償契約に伴う覚書第 4 条に基づき当該金額を町が保障しなければならないことから追加補正するものであります。なお、予算計上につきましては温泉施設及

び温泉権に対する税以外については土地購入費にそれぞれ税分を含めて取り扱うものいたします。財源は一般財源としてポロト関連用地売却収入を積み立てている財政調整基金から繰入金として全額充当するものであります。なお、財政調整基金残高につきましては歳入のところでご説明いたします。

続きまして、9目企画調整費、地域公共交通運行経費827万7,000円の追加補正でございます。本年10月より地域循環バス元気号を1台増車して路線改正を行い運行するための経費を増額するものであります。地域循環バス運行事業補助金については運行経費から利用収入と国庫補助金を差し引いて算出しておりますが、今回の路線改正により年間の運行経費は当初予算の2,950万円から827万7,000円増加し3,777万7,000円となり、利用収入198万円と国庫補助金540万6,000円は当初から変更ないものとして827万7,000円を増額補正するものであります。財源は一般財源であります。

続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）490万5,000円の計上であります。本事業は非課税世帯を対象とした支給対象者1名につき15,000円を支給する国の給付事業で、本年定例会3月会議において一般会計補正予算（第12号）により予算計上し、繰越事業として29年度に繰越して実施しておりますが、国の補助金が全国的に27年度実績ベースで交付決定されたことから、27年度の実績人数3,973人で予算計上しているものであります。このたび最終的に申請予定人数を4,300人と見込み不足の327人分、490万5,000円を増額補正するものであります。財源は全額、国庫補助金の臨時福祉給付費給付事業費補助金を充当いたします。

続きまして、臨時福祉給付金給付事業90万7,000円の計上であります。本事業は平成27年度に実施した非課税世帯を対象とした国の給付事業であります。精算により事務費90万7,000円の不用額を返還するため予算計上するもので、財源は一般財源であります。

次に、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業174万3,000円の計上でございます。本事業は65歳以上の年金受給者等を対象とした対象者一人当たり3万円を交付する国の給付事業で、平成27年度に予算計上し繰越事業として28年度に繰越して実施した事業であります。精算に伴う事務費33万3,000円及び給付金47人分141万円を返還するため予算計上するもので、財源は一般財源であります。

次に、3目身体障害者福祉費、障害者団体活動補助経費9万7,000円の減額補正であります。7月9日に胆振東部1市4町で開催した第55回北海道障害者スポーツ大会の実施に伴う負担金の額の決定により不用額として9万7,000円を減額するとともに、財源については当初、一般財源で計上しておりましたが、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業の助成決定に伴い30万1,000円が交付されることとなったことから、一般財源は39万8,000円の減額となります。

次に、4款環境衛生費、1項1目地域保健費、国民健康保険事業特別会計繰出金2,176万円の計上でございます。国民健康保険特別会計の前年度繰上充用金2,176万円を一般会計で補填するための補正でございます。財源は一般財源で財政調整基金から同額を繰り入れてこの経費に充てるものでございます。財政調整基金残高につきましては歳入のところで説明をいたします。

次に、9款消防費、1項3目消防施設費、消防水利維持保持全経費31万2,000円の計上でございます。消火栓の移設であります、字虎杖浜39番4先の消火栓が倉庫の前に設置されており、このたび所有者から大型車両等を活用する中で作業に支障をきたしているという申し入れがあり移設工事を実施するものであります。財源は一般財源であります。

4目災害対策費、災害対策経費80万1,000円の計上であります。まず旅費につきましては本年度に入り当初、予定していない弾道ミサイルやJアラート関係の会議等が増加しているため、今後の見込みに対する不足分を計上するものでございます。委託料と使用料及び手数料については、過去に高波により建物被害が発生している字竹浦115番地先、今野宅の海岸護岸に対し災害が発生した場合に地理的条件から重機侵入等に時間を要し災害応急対策に支障をきたす恐れがあることから、今後の被害を未然に防止するため事前に大型土のう50個を設置することとし、設置にかかる経費として78万7,000円を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、防災行政無線（同報系）施設管理経費36万3,000円の計上であります。修繕料36万3,000円につきましては、白老町防災行政無線の屋外拡声個局の3カ所でマイクの不具合があり局地放送ができない状況であることから、これを修繕するための経費の計上であります。財源は特定防衛施設周辺環境整備調整交付金事業基金から23万9,000円を繰り入れることとし、残り12万4,000円は一般財源であります。

続きまして、10款教育費、3項2目教育振興費、中学校体育推進経費314万4,000円の追加計上であります。本経費は白老町中学校体育連盟体育大会選手派遣補助規定に基づき補助金として支出しておりますが、このたびの白翔中学校野球部がまず全道大会に出場、優勝したことに伴い当初予算に対する不足分12万2,154円を計上するとともに、宮崎県で行われた全国大会出場のための補助金として選手18名、引率者1名の計19名分の経費302万689円、合計314万4,000円を増額補正するものであります。財源は一般財源であります。

次に、1目社会教育総務費、子ども夢・実現プロジェクト事業20万円の計上であります。講師謝礼20万円ですが、このたび宗教法人禅照寺様より子ども夢・実現プロジェクト事業のプロフェッショナル講演会に対する指定寄附があったことから、講師謝礼を増額補正するものであります。なお、今年度のプロフェッショナル講演会は、10月に町内の中学生を対象に、講師に全日本柔道男子監督の井上康生氏を招いて開催することとしております。3目図書館費、図書等購入経費6万円の計上であります。佐藤津苗子様及び公益社団法人苫小牧地方法人会白老地区会様より指定寄附があったことから同額を図書購入費に充当し増額するものであります。

続きまして12款公債費、1項1目元金、長期債元金償還金2,794万6,000円の計上であります。町債の繰り上げ償還のための補正でございます。まず一つは平成17年度に臨時財政対策債として9,700万円を借り入れた分の残高2,424万6,000円の計上であります。財源は全額町債管理基金を繰り入れして充当いたします。これにより町債管理基金残高見込みは約1億8,600万円となります。もう一つは工業団地の土地の売払があったことから、売払収入370万円を財源として第3セクター等改革推進債の一部繰上げ償還を行うものであります。なお、売払の内容につきまし

ては歳入のところで説明いたします。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金931万5,000円の計上であります。まず水産業振興基金積立金7,000円でございますが、前田育子様より水産業振興基金として指定寄附がありこれを積み立てるものであります。

次に、ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金930万8,000円はふるさと納税の4月から7月までの4カ月分の指定寄附金1,859万5,500円の内のおおむね2分の1の930万8,000円を積立てるものでございます。以上で歳出の説明は終わりにして、続きまして歳入の一般財源の説明をさせていただきます。

4ページ、5ページをお開き願います。まず11款地方交付税、1項1目地方交付税、普通交付税4,457万4,000円の減額補正でございます。7月の普通交付税算定において交付税額が決定いたしました。税額は33億4,542万6,000円、当初予算比較で4,457万4,000円の減額になったことから減額補正するものであります。当初予算の積算額との比較では基準財政需要額が単位費用の減などで約2,500万円の減、基準財政収入額については29年度収入が増収になるとの推計により6,500万円の増となり差し引き9,000万円の減となりますが、当初予算で5,000万円を落として計上しておりますので約4,000万円の減額でとどまったところでございます。なお、臨時財政対策債につきましては、当初予算比較で7,008万4,000円減の2億9,791万6,000円となっておりますが、この減額補正は留保財源の状況を見ながら次回以降の補正予算において整理したいと考えてございます。

続きまして、17款財産収入、2項1目不動産売払収入、工業団地用地売払収入370万円の計上であります。売却概要であります別紙で位置図を提出しておりますが、売却地は石山特別工業地区内の字石山9番37、面積1,193.99平方メートル、約362坪、売却価格は370万1,000円、単価は1平方メートル当たり3,100円であります。売却先は東京都千代田区内神田2丁目15番4号、丸三機械建設株式会社であります。当該企業は現在、日本製紙内にて事務所を設置し動力機械などの補修、メンテナンスを行ってきておりますが、今後の事業拡大に向け北海道における活動及び営業の拠点として工場外に事務所を設置するために購入するものでございます。なお、売払収入は一般財源であります。工業団地売払収入の活用方針に基づき第三セクター等改革推進債の繰上償還財源とするものでございます。

続きまして、次のページになります。19款繰入金、1項10目財政調整基金繰入金2,653万2,000円の計上であります。国民健康保険事業会計赤字解消分2,176万円と白老振興公社所有地の買い戻しにかかる消費税分477万2,000円の計上であります。これにより財政調整基金残高見込みは約8億5,700万円、うちポロト関連分は1億3,500万円となります。

次に、20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金6,272万5,000円の計上であります。歳出総額に対しまして歳入の不足分として6,272万5,000円を計上するもので、これにより繰越金の留保額は8,715万8,000円となります。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終了いたします。

日程第2、議案第2号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号であります。平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ612万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,152万3,000円とする補正でございます。

2ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきますので6ページをお開きください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費につきましては歳入の前期高齢者交付金の29年度概算額確定に伴い国庫支出金を調整する財源振替でございます。

次に4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金1万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては29年度前期高齢者納付金の概算額が確定したことによる増額補正でございます。なお財源につきましては前期高齢者交付金を充てるものでございます。

続いて、1項2目前期高齢者事務費拠出金、これにつきましても29年度前期高齢者事務費拠出金の概算額が確定してことによる2,000円の減額補正でございます。財源につきましては前期高齢者交付金を減額するものでございます。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金855万3,000円の増額補正でございます。次のページをお開きください。この内容につきましては、平成28年度分の医療費が確定したことに伴いまして28年度に交付された退職者医療の療養交付金に855万3,000円の超過が発生したことからの返還するものでございます。なお、財源につきましては財政調整交付金を充てるものでございます。

次に13款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、前年繰上充用金244万円の減額補正でございます。この繰上充用金につきましては平成28年度国保会計の収支決算見込みにおいて歳入不足が見込まれたことから、ことしの5月に平成29年度の国保会計第1号補正で2,420万円の繰上充用金を可決いただいたところですが、28年度の最終的な決算額が2,175万9,759円の赤字となったことから244万円を減額し整理するものでございます。財源につきましては一般会計から繰入金2,176万円を充てることにより28年度の赤字解消を図ることとして、当初の財源としていました財政調整交付金2,420万円を減額するものでございます。

戻りまして4ページ、歳入でございます。歳入につきましては、先ほど歳出の中でご説明いたしましたので省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） それでは議3-1をお開きください。議案第3号でございます。平成29年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正におきましては歳入歳出それぞれ6,835万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ12億3,267万円とするものでございます。

3ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に5ページをお開きください「第2表 債務負担行為補正」につきましても記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入歳出事項別明細書でございますが歳出からご説明いたします。

8ページをお開きください。1款1項1目下水道総務費6,000円の増額、下水道業務一般事務経費、12節役務費については起債の繰上げ償還に伴う手数料でございます。2目下水道維持管理費1,927万1,000円の増額、管渠維持管理事業、13節委託料については、特別会計から公営企業会計への移行に向けた前段階としての下水道管路台帳システム整備業務委託料でございます。この下水道管路台帳システムについては、国から早期に公営企業会計への移行を求められている中で、本町においては平成32年度より適用することを目指しており、これを見据えた形で下水道管路台帳としてデータ管理するものでございます。なお、この業務委託については来年度の当初予算で計上する予定でございましたが、このたび計上させていただいたのは、この補正予算財源を執行せず繰越した場合は会計上、課税売上となり消費税額に影響することが見込まれることと、会計移行に向けた準備を早めることで作業の効率が上がることが見込まれるからでございます。

2款1項1目元金4,908万2,000円の増額。長期債元金償還費、23節償還金、利子及び割引料については長期債の繰上げ償還を行う元金でございます。なお、この繰上げ償還は銀行等引き受け資金、縁故債のうち高利率の借換債を対象に繰上げ償還するものでございます。なお、この繰上げ償還による金利負担は144万6,000円となり負担軽減につながるものでございます。

続いて歳入でございます。6ページをお開きください。2款1項1目下水道使用料、1節現年度使用料5,910万9,000円の増額でございます。下水、排水量の修正の申し出に伴うものでございます。

6款1項1目延滞金、1節925万円の増額でございます。下水、排水量の修正に伴う延滞金でございます。以上で説明を終了させていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。



これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第4から第8までの5件の議案についてであります。議案第4号から議案第8号は条例の一部改正、組合規約の変更でありますので改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第4、議案第4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定についての議案についての説明をお願いいたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾敏弘君） 議4-1ページでございます。議案第4号 白老町自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

白老町自治基本条例の一部を次のように改正する。

条例の朗読につきましては省略させていただきます下段の附則でございます。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、次のページ議4-2をお開きください。議案説明でございます。本条例の第36条第1項の規定により施行日から5年を超えない期間ごとにこの条例の理念を踏まえ、社会情勢に適合しているかを検討していくこととなっております。そのため昨年10月に検証委員会を設置し、延べ5回の委員会を開催し検証作業を実施しております。その中で3月29日に自治基本条例の見直しに関する提言書を提出いただき、その提言書の趣旨に基づいて内部の検討会議において条文を整理し、今回の条例の一部改正提案にいたったものでございます。

続きまして、議4-3と議4-4でございますが、新旧対照表でございます。まず第3条の基本理念につきましては、改正後の下線の部分でございますけれども、共に生き生きとという言葉を加えておりますが、これにつきましては共生社会の実現のための規定を設けるという提言を受けまして文言の追加をしたものでございます。続きまして、第9条の下線の部分で推進に努めますを、推進しますというふうに改めておりますけれども、これは努力規定と義務規定の表現の見直しにかかる提言を受け、町民参加を重んじる姿勢を明確にするため一步踏み込んだ表現とするものでございます。続いて、その下の第12条の下線の部分で尊重し合い、協力しあうというところを、尊重し、協力し、支え合うというふうに改めておりますが、これは地域における人と人とのつながりや支え合うことの大切さを条文で盛り込むという提言を受けまして、支え合うという文言を追加したものでございます。その次の第20条でございますけれども、こちらにつきましては議会関連の条項でありますけれども、まず通年議会に変更した経緯から会

期外においてもという文言を削除することとして提案を受けたものと、その下の努めますの努力規定の部分を推進しますに改めて一步踏み込んだ表現にしたものでございます。次の第24条については、法令遵守という自治体職員としての基本的な姿勢を本条例の中で明確にするため、職員の責務の条文の中に法令等を遵守しの文言を加えるものでございます。次の第31条については個人情報保護に関する条文であります、取るよう努めますというところを、取りますということに改めまして積極的に行う姿勢を明確に表現したというものでございます。最後になりますけれども、広域連携に関する部分で第32条の第1項と第2項の下線部分でございますけれども、こちらも同様に推進に努めますというところを推進しますということに改め、これらを積極的に推進していくという姿勢を表すための改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議案第5号でございます。白老町墓園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

条文の朗読については省略させていただきます。議5-2をお開きください。附則でございます。

附則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

それから次のページ議5-3をお開きください。議案説明でございます。白老霊園については昭和48年度より造成及び墓所整備を行い昭和51年度より供用を開始し、その後区画の増設を経て、これまで1,528区画を供用していたところであります。

近年は、社会情勢や価値観の変化に伴い埋葬形式が多様化している傾向にあるとともに、個人墓の管理等に困難を抱えている方も増えている状況にあることを鑑み、白老霊園に新たに共同墓を設置すべく、その使用許可の要件及び使用料等について必要事項を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページの議5-4から議5-7まで新旧対照表がございしますが、この中の主な改正点だけご説明申し上げます。

まず議5-4の3条、5条及び6条ですが、こちらには共同墓という言葉が盛り込んでおります。共同墓の位置づけというものを、こちらのほうに明記してございます。それから第7条でございます。こちらについては共同墓を使用できる方の資格と申しますか、そういったものを明記しております。そちらについては3つの条件をこちらのほうに記載をさせていただいて

おります。

それから議5-5の第8条から第17条までですが、今回の共同墓を条文に盛り込んだことによりまして、それに伴う文言の整理等が必要となりましたので、その文言の整理を行わせていただいております。

議5-6でございます。第18条でございます。そちらのほうには、ただし書きで共同墓の使用にかかわる管理料について記載をして、こちらについては無料としてございます。こちらは使用料に含むという形で今回考えてございます。

それから議5-7でございます。こちらについては別表第1の17条の共同墓の使用料については焼骨1体につき9,000円ということで金額のほうを盛り込ませていただいております。

それから次のページでございますが、議案説明資料ということで添付させていただいております。こちらの方で説明をさせていただきます。まず1の設置理由につきましては、さきほど議案説明で申し上げましたが、いろいろな社会情勢の変化とか価値観の変化によりまして共同墓の需要が増加傾向であるために、今回新たに共同墓を設置するというところでございます。それから2番の設置場所でございますが、白老霊園内慰霊碑の西側、次のページに図面を添付させていただいております。道々大滝線から入りまして、正面から見た白老霊園の内部ですけども、こちらの中央やや右側に慰霊碑がございまして、共同墓につきましてはその手前側、西側のほうに今回共同墓を設置させていただくということで考えております。それから戻っていただいて3番の共同墓の規格でございます。こちらについては幅3.1メートル、奥行き3.9メートル、高さ2.2メートルのコンクリート製で焼骨450体を収納するというところで考えてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時40分

---

再 開 午前10時41分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは議案第5号の説明資料に基づきまして、説明のほうをさせていただきます。

まず1番の設置理由でございます。先ほど議案説明で申し上げましたが、社会情勢の変化や価値観の変化によりまして埋蔵方法が多様化していることから共同墓の需要が増加傾向にあるということで、今回新たに白老霊園に新たな共同墓を設置させていただいたものでございます。

それから2番の設置場所につきましては、白老霊園内慰霊碑の西側ということで考えております。次のページに図面をつけさせていただいておりますが、道々大滝線から入りまして正面入って入り口から入って慰霊碑が中央よりやや右側にございまして、そちらの手前に共同墓を今回新たに設置するというところで考えてございます。

戻っていただいて3の共同墓の規格であります。幅3.1メートル、奥行3.9メートル、高さ2.2メートルのコンクリート製で焼骨450体を収納するもので考えてございます。

次、4の使用料でございます。こちらのほうにつきましては焼骨1体につき9,000円というふうにご説明申し上げましたが、この算出根拠につきましては建設費、それから償却年数それから年間の草刈り等の管理料がかかりますが、それを全て足しまして今回の収納の件数で割り返して金額を出しました。具体的には336万3,000円と6万円を足しまして、それを450で割って8,806円ということになりますので9,000円いただければということで算出根拠をこちらに提示させていただいております。

それから5番目のスケジュールでございます。今回、平成29年6月に共同墓を発注いたしまして、9月29日が引き渡しになるという予定で考えております。10月2日からになると思いますが、使用の申請受付をいたしまして供用開始ということで考えております。

それから6の運営方法につきましては申請を受けて、許可を出した後、町が指定する日時に申請者の方などが直接、納骨をいただくと。これは管理人等も立ち会いますが大体週1回くらいの日時を指定させていただいて収骨をしていただくということで考えてございます。説明については以上で終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。議5-1の7条になるのかな。ここに（2）ありますよね。本町以外に住所を有する者で、本町に住所を有したことがある死亡者の焼骨を埋蔵すると。これ、1番には本町に住所を有する者でしょう。2番目が450しかないやつを、例えば登別に住んでいると、10年前まで白老にいて。夫婦で子供がいないと、片方が亡くなったら白老に入れますよと。入れますよね、これからいくと。こんなことしたら東京の方だって持ってこれますよ、白老に昔いたら。今、永代供養というのは、白老八幡神社は20万円だけど、普通のお寺は50万円、70万円、100万円の時代なのです。こうなると今言ったように身内もなかったら、元白老にいたからとみんな持ってくるのではないですか。あつという間になくなるでしょう。室蘭も苫小牧も今つくっていますよね。例えば室蘭にいる方が苫小牧でもいいのだけど、元白老にいたからと白老に持ってくる、片方はまだ苫小牧に住んでいるのだけど。こういうことになったら、こんな数なんてあつという間に埋まってしまうのではないですか。ということは今言ったようにお寺に持って行ったら、50万円、100万円の時代なのです。だから（1）で本町に有する者と書いてあるのだから、2番なんて必要ないのではないですか。その辺をはっきりしないとみんなも迷うし、あつという間にいっぱいになると思うのですが、元住所がある者が使えるということであれば。私はちょっと変だと思います。

○議長（山本浩平君） 考え方だけ述べてください。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） おっしゃるように基本的には住所を有する方だけということというのも一つの考え方としてはあるかと思います。ただ、ほかのこういった共同墓を設置しているところの状況といいますか、そういったところがどういう方を入れているかということを確認した中で、こういったいわゆる白老町にゆかりのあると言いますか、元々白老におられ

た方でというところも含めてもいいのではないかという考え方のもとに今回第2号という形で入れさせていただいております。それで基本的にはやはり450ということで、10年間でいっぱいになって、もしいっぱいになればまた新たな物を設置するという考え方でおりますので、確かに議員のおっしゃるように当初はいろいろと問い合わせ等がきておりますので早く埋まってくると思うのですが、こちら側としては10年間の中で、いっぱいになればまた新たな物を建設するという考え方で今おるところでございます。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 本会議でやればいいからいいのだけれど、いっぱいになったらまたつくるのだという考え方はおかしいでしょう。ですから、私はそんな無駄なことしないで、今いる方々を入れるのだという2条を消したらどうだと言っているだけなのです。これは本会議でちゃんと言います。

○議長（山本浩平君） ほかがございますか。

1番、山田和子議員。

○1番（山田和子君） 1番、山田です。9,000円の料金なのですが、今条例のところでもほかの自治体を参考にされたということだったので、お値段のほうの参考例もお聞かせいただければと思うのですけれど。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今回の金額的なものですが、苫小牧市とかは管理料含めて1万1,000円、9,000円に2,000円の管理料を入れて1万1,000円ということで聞いておりますし、札幌市等についても1万円を切る金額で設定をしていると思いますので、ほかのまちに比べて特段安いとかというところはないのかなと。今回費用的なものからも算出しましたし、他のまちの状況等も考慮しながら金額設定をしておりますので、小樽市も1万円ぐらいの金額になるかと思っておりますので、大体軒並みそれぐらいの金額で設定をしているというところでございます。

○議長（山本浩平君） ほかに特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終了いたします。

日程第6、議案第6号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第6号、議6-1をお開きください北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明をいたします。

改正文については朗読を省略させていただきます。附則です。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページです。議案説明になります。平成29年6月1日付け西胆振消防組合が処理をする

事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付け江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286号第1項及び同法第290条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表の説明ですが、今お話ししたとおり江差町ほか2町学校給食組合この名称が江差町・上ノ国町学校給食組合に変わるということ。それから下の胆振総合振興局のところですが、西胆振消防組合が改正後、西胆振行政事務組合ということで名称が変更されるという内容でございまして、別表第2のほうも同様に直るということでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議7-1です。議案第7号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてご説明をいたします。改正文の朗読は省略いたします。附則です。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページでございます。議案説明でございます。内容は先ほどの議案第6号と同じでございます。平成29年6月1日付け西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成29年8月1日付け江差町ほか2町学校給食組合を構成する3町のうち1町の脱退による名称の変更に伴い、本規約別表第1及び別表第2を改めることについて、地方自治法第286号第1項及び同法第290条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表のほうについては説明を省略させていただきます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時57分

---

再 開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 8、議案第 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議 8－1 をお聞きください。議案第 8 号です。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてご説明をいたします。改正文については朗読は省略させていただきます。附則です。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次のページでございます。議案説明でございます。この規約の変更につきましても議案第 6 号と第 7 号と同様の内容となっております。平成29年 6 月 1 日付け西胆振消防組合が処理をする事務の追加による名称の変更及び平成29年 8 月 1 日付け江差町ほか 2 町学校給食組合を構成する 3 町のうち 1 町の脱退による名称の変更に伴い、本規約別表第 1 及び別表第 2 を改めることについて、地方自治法第286号第 1 項及び同法第290条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 8 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 8 号の議案説明を終わります。

日程第 9、議案第 9 号 財産の処分についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議案第 9 号です。議 9－1 をお聞きください。財産の処分についてでございます。

このたびの財産の処分は文化庁に対する国立アイヌ博物館整備用地の売却であります。処分する土地の所在地は白老町若草町 2 丁目の記載している 2 筆でございます。ここで議案の訂正をお願いしたいと思いますが、所在地の 2 筆の若草町 2 丁目 1019 番地と書いておりますが、土地のため地はいらないということで、これを両方とも削除をお願いしたいと思います。大変申し訳ございません。売却面積は合わせて 1 万 22 平方メートル、売却価格は 7,300 万 1,825 円で 1 平方メートル当たりの単価は昨年の売却価格と同様、宅地評価の 7,300 円であります。

次に処分の相手方ですが文化庁次長の中岡司様となります。以下、処分の目的、処分の方法は記載のとおりでございます。

次に議案説明であります。財産（土地）を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第 7 号）第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。次のページに別紙図面を添付しておりますが、黒塗りの部分をこのたび売却するものでございます。補足説明であります。このたびの売買契約の締結にあたり文化庁より 9 月 17 日の週に当該土地にかかる工事の公告を行うことから、その前に契約を締結した

いとこの意向があったことから議決日を早めていただくようお願いしているところがございます。なお本契約後、土地を引き渡した後に所有権移転登記の完了とともに売払金額が支払われることとなっております。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 町道路線の認定についての議案について説明をお願いいたします。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） それでは議案第10号でございます。町道路線の認定についてご説明させていただきます。路線名は末広東町通りになります。起点といたしまして白老町末広町1丁目1000番地57地先から終点が白老町東町1丁目1000番48地先になります。

次のページをお開きください。議案説明の次に図面をおつけしております。場所としましてJR白老駅に隣接しております人道跨線橋になります。この人道跨線橋につきましては築後48年が経過して非常に老朽化が激しいということで、そのために安全確保を万全にきすために町道に認定させていただきまして、定期的な点検等を行って安全確認を図っていききたいといった部分の町道の認定ということでございます。

議案説明になります。これまで町所有の構造物として管理してきたが、末広1丁目通りから東町1丁目1000番48地先に通じる路線として町道管理をするため、認定するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第11号 白老町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。この議案は人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配布される議案であります。よって本日の議案説明会におきましては議案説明がないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願います。

日程第12、認定第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。認定第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算認定について。認定第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。報告第1号 平成28年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。報告第2号 平成28年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。報告第3号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。この6議案は決算審査特別委員会で審議することとなっております。例年においても議案の提案のみで、特に議案説明されるものではありません。よって本日の議



案説明会においては議案説明は省略するものいたしますので、ご承知おき願います。

日程第13、報告第4号 平成28年度白老町財政の健全化判断比率についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは報告第4号でございます。報4-1をお開き願います。平成28年度白老町財政の健全化判断比率についてでございます。

平成28年度決算の結果、ここに記載のとおり実質赤字比率は発生してございません。

連結実質赤字比率につきましても発生してございません。

実質公債費比率は17.1%、前年比2.0ポイントの減となっております。

将来負担比率106.9%、前年比33.4ポイントの減となっております。以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の議案説明を終わります。

日程第14、報告第5号 平成28年度白老町公営企業の資金不足比率についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報告第5号でございます。報5-1をお開きください。平成28年度白老町公営企業の資金不足比率についてでございます。各会計の平成28年度決算処理が終了しておりまして、ここに記載のとおり水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計のいずれも資金不足比率は発生してございません。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の議案説明を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって、定例会9月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもって議案説明会を終了いたします。

（午前11時21分）